定款

社会福祉法人 北友会

目次

第一章 総則(第1条~第4条)

第二章 評議員(第5条~第8条)

第三章 評議員会(第9条~第14条)

第四章 役員及び職員(第15条~第24条)

第五章 理事会(第25条~第29条)

第六章 資産及び会計(第30条~第38条)

第七章 公益を目的とする事業(第39条、第40条)

第八章 解散及び合併(第41条~第43条)

第九章 定款の変更(第44条)

第十章 公告の方法その他(第45条、第46条)

附則

第一章 総則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して 総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を 地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ)特別養護老人ホームの経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業
 - (二) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ホ) 保育所の経営
 - (ト) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人北友会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を茨城県水戸市堀町字北ノ前95番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会に おいて行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての詳細は、 理事会において定める
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が1名出席しかつ賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終 結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任に満了又は甚人により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員報酬等)

- <u>第8条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。</u>
- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って支給する。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は定時評議会として毎年度1回、6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定かかわらず、次の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められて事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定める定数を上回る場合には、賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定められるところにより、議事録を作成する。
- 2 評議会に出席した評議員の中から議長が2名選任し、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事長とする。
- 3 理事長は、この法人を代表する。

(役員の選任等)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議において選任する。
- 2 理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し法律及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、年3回以上自己の職務執行状況を理事会報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務執行を監視し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を することができる。

(役員の解任)

- 第19条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなる時は、任に満了又は甚人により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の報酬等)

- <u>第21条 理事及び監事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、理事及び監事の地位にあ</u>ることのみによっては、支給しない。
- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って支給する。

(理事長の職務の代理)

- 第22条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第23条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び茨城県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第24条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第25条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第26条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職
 - (4) 施設長等の任免その他重要な人事

(招集)

第27条 理事会は、理事長がこれを招集する。

(決議)

第28条 評議会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定められるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事の中から議長が2名選任し、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 土地
 - ① 特別養護老人ホーム渡里すずらん苑 茨城県水戸市堀町字北ノ前95番1 (合計6957.57平方メートル)
 - ② すずらん保育園

茨城県水戸市浜田町字反町443番地1 (3397平方メートル)

444番地 (224平方メートル)

445番地1 (476平方メートル)

446番地1 (760平方メートル)

442番地6 (320.66平方メートル)

(合計 5177.66平方メートル)

③ 障害福祉施設カーサ岩槻 さいたま市岩槻区大字谷下字鎮守裏1番1 (777.88平方メートル) 9番3 (52.08平方メートル)

(合計 829.96平方メートル)

④ 特別養護老人ホームフレシール岩槻さいたま市岩槻区大字加倉字坂下190番(1105.49平方メートル)191番1(935.05平方メートル)

(合計 2040.54平方メートル)

- (2) 建物
 - ① 特別養護老人ホーム渡里すずらん苑

茨城県水戸市堀町字北ノ前95番 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

(3840.53平方メートル)

付属建物 (機械室) 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 (60.50平方メートル)

② すずらん保育園 茨城県水戸市浜田町字反町443番1 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 (878.85平方メートル)

③ 障害福祉施設カーサ岩槻 さいたま市岩槻区大字谷下字鎮守裏1番1 木造スレートぶき2階建 (776.30平方メートル)

④ 特別養護老人ホームフレシール岩槻 さいたま市岩槻区大字加倉字坂下190番 鉄骨造陸屋根5階建 (3657.70平方メートル)

- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、 茨城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には茨城県知事の承認は必要と しない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第33条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会決議 を経て評議会の承認を受けなければならない。

(決算)

- 第35条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に 理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の理事会で承認を受けた書類は、評議員会で報告し承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、 理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した 生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 居宅介護支援事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は 公益事業に充てるものとする。

第八章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散 する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議会の決議を得て、 社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第43条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、茨城県知事の認可を受けなければならない。

第七章 定款の変更

(定款の変更)

- 第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、茨城県知事の認可(社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を茨城県知事に届け出なければならない。

第八章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人北友会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又電子公告に に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 仙波 宗

理 事 大橋 和夫

ル 村田 清高

ッ 安蔵 功

リカ 前田 長生

仙波 美代子

監事 立田 三彦

ッ 安蔵 恵子

IJ

2 この定款は、平成15年7月8日から施行する。

附 則(平成16年11月2日第1次変更)

1 この定款は、平成16年11月2日から施行する。

附 則(平成17年12月12日第2次変更)

1 この定款は、平成17年12月12日から施行する。

附 則(平成20年1月11日第3次変更)

1 この定款は、平成20年1月11日から施行する。

附 則(平成21年12月18日第4次変更)

1 この定款は、平成21年12月18日から施行する。

附 則(平成23年6月8日第5次変更)

1 この定款は、平成23年6月8日から施行する。

附 則(平成25年3月27日第6次変更)

1 この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月1日第7次変更)

- 1 この定款は、平成26年9月1日から施行する。 附 則 (平成27年2月3日第8次変更)
- 1 この定款は、平成27年2月3日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日第9次変更)

1 この定款は、平成27年5月29日から施行する。

附 則 (平成27年7月8日第10次変更)

1 この定款は、平成27年7月8日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日第11次変更)

- 1 この定款は、平成28年3月29日から施工する。附 則 (平成28年4月1日第12次変更)
- 1 この定款は、平成28年5月27日から施工する。附 則 (平成29年4月1日第13次変更)
- 1 この定款は、平成29年4月1日から施工する。